

参考資料

1. 用語解説

	用語	説明	主な記載ページ
数字	1号認定	<p>以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。</p> <p>【年齢】 満3～5歳</p> <p>【保育を必要とする事由】 該当「無し」</p> <p>【主な利用先】 新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園コース)</p> <p>※本計画では、「1号認定」に「新1号認定(下記参照)」も含めて記載している。</p>	41,46 53,60
	2号認定	<p>以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。</p> <p>【年齢】 満3～5歳</p> <p>【保育を必要とする事由】 該当「有り」</p> <p>【主な利用先】 保育所・認定こども園(保育園コース)</p>	41,46 52
	3号認定	<p>以下の子どもが受ける教育・保育給付認定。</p> <p>【年齢】 0～満2歳</p> <p>【保育を必要とする事由】 該当「有り」</p> <p>【主な利用先】 保育所・認定こども園(保育園コース)・地域型保育</p> <p>※本計画では、「3号認定」に「新3号認定(下記参照)」も含めて記載している。</p>	41,45 51
	新1号認定	<p>以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。</p> <p>【年齢】 満3～5歳</p> <p>【保育を必要とする事由】 該当「無し」</p> <p>【主な利用先】 未移行幼稚園(子ども・子育て支援制度に移行せず、旧制度で運営している幼稚園)</p>	112
	新2号認定	<p>以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。</p> <p>【年齢】 満3～5歳</p> <p>【保育を必要とする事由】 該当「有り」</p> <p>【主な利用先】 未移行幼稚園・認定こども園(幼稚園コース)、認可外保育施設</p>	41,46 52,60

	用語	説明	主な記載ページ
数字	新3号認定	以下の子どもが受ける施設等利用給付認定。 【年齢】 0～満2歳 【保育を必要とする事由】 該当「有り」 【主な利用先】 認可外保育施設、一時保育	112
アルファ アベット	ALT	「Assistant Language Teacher」の略。 英語授業を補助する外国語指導助手。	94
	DX	「Digital Transformation」の略。 デジタル技術を活用して業務や社会の仕組みを変革し、新しい価値を創出すること。 英語圏では、「Trans」を「X」と表現する習慣があることから、「DX」と略して使用される。	107
	ha	ヘクタール。面積を表す単位の一つ。 $1\text{ha} = 10,000 \text{ m}^2$	27
	ICT	「Information and Communication Technology」の略。 日本語では「情報通信技術」と訳され、コンピュータやインターネット、通信ネットワークを活用して情報を収集、処理、保存、伝達する技術全般をさす。	92,93
	MA(%)	「Multiple Answer」の略。 回答選択肢の中からあてはまるものを全て選択する設問における回答割合を示している。	28
	SNS	「Social Networking Service」の略。 インターネットを通じて人と人をつなげるサービス。	79,100
あ行	医療的ケア児	日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童。	82
か行	カリキュラム・マネジメント	教育課程(カリキュラム)を計画、実施、評価、改善する一連のプロセスのこと。 教育の質を保証し、教育の目的や目標を達成するために重要な役割を果たす。	92,93
	キャリア教育	将来の職業選択やキャリア形成に必要な知識、スキル、態度を身につけることを目的とした教育。	99

	用語	説明	主な記載ページ
か行	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。女性が一生の間に平均して何人の子どもを産むかを示す指標。	11
	こども基本法	全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができるようにする社会の実現をめざし、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的とした法律。 教育、福祉などの様々な分野で子どもたちが適切な支援を受けられるようにし、子どもたちの意見を尊重し、社会参加を促進することをめざしている。	2
	子ども・子育て支援法	一人ひとりの子どもが健やかに成長し、子どもを持つことを希望する人が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現することを目的とした法律。 保育所などの整備や、子どもや子どもを養育している人に対する必要な支援を推進する。	2
	子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	子どもが貧困の影響を受けず、適切な養育、教育並びに医療が受けられ、多様な体験の機会を得られるような社会を実現することを目的とした法律。 教育支援、生活支援、就労支援など、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進する。	3
	子ども・若者育成支援推進法	子どもや若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会を実現することを目的とした法律。 子どもや若者が直面するさまざまな課題に対応し、子ども・若者の成長や発達を支える支援を推進する。	3
さ行	次世代育成支援対策推進法	少子化対策の強化の一環として、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育成される環境を社会全体で整備することを目的とした法律。 子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを通して、少子化の流れを変えることをめざしている。	2

	用語	説明	主な記載ページ
さ行	施設等利用給付認定	幼稚園や認可外保育施設等を利用する際に受けられる給付の認定。	74
た行	地域型保育事業	0～2歳の子どもを少人数の単位で預かる事業。家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業がある。	51,55 60,72
	ティーム・ティーチング	複数の教職員が協力して授業を行う教育方法。異なる専門性やスキルを持つ教職員が、一緒に授業を実施することで、より多様で深い学びを提供できる。	81
は行	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭や父子家庭、寡婦(配偶者を亡くし再婚していない女性)の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とした法律。 これらの家庭が直面する経済的、社会的な困難を軽減し、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えることをめざしている。	3
	ペアレント・トレーニング	親や保護者が、子どもの困った行動を改善するため、子どもの褒め方や関わり方等の具体的な方法を学ぶこと。	84
ま行	民生委員・児童委員	地域住民の立場になって相談に応じ、また必要な援助を行い、社会福祉の増進に寄与するための活動を行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。 児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。	77
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のこと。	93

2. 子ども・子育て支援事業のサービス提供実績

《表について》

- ① 必要量(当初見込み)… 第四次箕面市子どもプラン上の各年度における必要サービス量
- ② 必要量(実績)… 各年度に実際に必要だったサービス量
- ③ 提供量(実績)… 各年度の提供サービス量の実績

第1項 就学前保育・教育サービスの提供量

(基準日:各年4月1日)

(1)保育を必要とする0歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		180	180	181	181
②必要量(実績)		143	182	169	167
③提供量(実績)	保育所	161	166	157	164
	認定こども園	6	6	9	11
	地域型保育事業	20	28	29	17
	合 計	187	200	195	192
過不足(量) (③-②)		44	18	26	25

(2)保育を必要とする1・2歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,185	1,220	1,257	1,292
②必要量(実績)		1,057	1,024	1,058	1,120
③提供量(実績)	保育所	931	929	936	938
	認定こども園	70	57	51	64
	地域型保育事業	109	112	123	127
	合 計	1,110	1,098	1,110	1,129
過不足(量) (③-②)		53	74	52	9

(3)保育のみを必要とする3~5歳児

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1,551	1,609	1,655	1,705
②必要量(実績)	1,447	1,543	1,637	1,659
③提供量(実績) 保育所・認定こども園	1,579	1,653	1,688	1,668
過不足(量) (③-②)	132	110	51	9

(4)保育を必要とする0~5歳児((1)~(3)合計)

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	2,916	3,009	3,093	3,178
②必要量(実績)	2,647	2,749	2,864	2,946
③提供量(実績)	2,876	2,951	2,993	2,989
過不足(量) (③-②)	229	202	129	43

実 績

- ◆コロナ禍の影響も含めた出生率の低下や育児休業からの復帰控えなどにより、保育ニーズの見極めが困難となり、施設の整備は慎重に進めた。
- ◆新たな保育士確保対策や既存の保育士確保対策の対象者拡大を進めた。
- ◆令和3年度
 - ・事業所内保育施設1園(19人定員)を開設(令和3年4月1日開設)
 - ・保育所等の事業者が保育士の住居として市内で借り上げた賃貸物件の家賃に対する補助制度を開始
- ◆令和4年度
 - ・事業所内保育施設1園(19人定員)を開設(令和4年8月1日開設)
 - ・賃貸物件の家賃に対する補助制度について、市外で借り上げた賃貸物件も対象とするよう制度を拡大
- ◆令和5年度
 - ・小規模保育事業所1園(19人定員)を、保育所(40人定員)へ移行(令和5年4月1日移行)
- ◆令和6年度
 - ・保育所1園(100人定員)を開設(令和6年4月1日開設)

方向性・課題

- ◆今後の就学前児童数の減少を勘案し、新たな保育施設の整備はニーズを見極めてから検討することとし、既存の保育施設の定員確保を最優先とする。

5)保育及び幼児教育を希望する3～5歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		456	461	464	467
②必要量(実績)		504	501	559	599
③提供量(実績)	認定こども園	188	166	201	216
	私立幼稚園	251	251	260	281
	認可外	65	84	98	102
	合 計	504	501	559	599
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

6)幼児教育のみを希望する3～5歳児

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		2,081	1,901	1,754	1,600
②必要量(実績)		1,977	1,815	1,651	1,466
③提供量(実績)	私立幼稚園	885	759	669	569
	認定こども園	931	897	848	798
	市立幼稚園	161	159	134	99
	合 計	1,977	1,815	1,651	1,466
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

(7)幼児教育を希望する3～5歳児((5)～(6)合計)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		2,537	2,362	2,218	2,067
②必要量(実績)		2,481	2,316	2,210	2,065
③提供量(実績)		2,481	2,316	2,210	2,065
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆幼児教育のみを希望する児童は減少しているが、保育及び幼児教育の双方を希望する児童は増加傾向にある。

方向性・課題

◆幼稚園・認定こども園については、幼児教育のみのニーズは減少しているが、今後も子育て世帯の選択肢の一つとして、預かり保育や保育コース(認定こども園)なども含め、ニーズに応じた定員設定を促していく。

第2項 地域子ども・子育て支援事業の提供量

(基準日:各年4月1日)

(1)時間外保育事業(保育所等の延長保育)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,252	1,236	1,214	1,200
②必要量(実績)		1,139	1,237	1,092	1,010
③提供量(実績)	保育所	904	1,025	917	785
	認定こども園	213	183	120	48
	地域型保育事業	22	29	55	177
	合 計	1,139	1,237	1,092	1,010
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

- ◆令和2年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園4園、地域型保育事業所6園で実施。
- ◆令和3年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園5園、地域型保育事業所7園で実施。
- ◆令和4年度:公立保育所4園、民間保育所23園、認定こども園4園、地域型保育事業所8園で実施。
- ◆令和5年度:公立保育所3園、民間保育所25園、認定こども園6園、地域型保育事業所7園で実施。

方向性・課題

- ◆保護者の働き方が多様化していることから、引き続き新規・既存施設での延長保育の提供量確保を支援する。

(2)放課後児童健全育成事業(学童保育)

(単位:人)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1年	563	623	682	697
	2年	438	479	531	581
	3年	359	356	390	431
	4年	226	241	239	262
	5年	106	116	124	122
	6年	59	60	65	70
	合 計	1,751	1,875	2,031	2,163
②必要量(実績)	1年	539	550	573	605
	2年	420	460	468	519
	3年	341	331	386	376
	4年	211	222	199	259
	5年	101	91	125	101
	6年	57	47	34	58
	合 計	1,669	1,701	1,785	1,918
③提供量(実績)	合 計	1,755	1,875	1,875	1,997
過不足(量) (③-②)		86	174	90	79

実 績

- ◆学童保育利用児童の増加に伴い、保育室の整備を行った。

※令和2年度実施校:西南小

※令和3年度実施校:止々呂美小、萱野小、北小

※令和5年度実施校:箕面小、萱野東小、中小

方向性・課題

- ◆学校ごとの児童数の推計から、学童保育利用児童数見込みを作成し、年度当初に待機児童が発生しないよう、計画的な保育室の整備を進める。

(基準日:各年度末)

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)

(単位:人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	21	20	20	20
②必要量(実績)	28	6	14	17
③提供量(実績)	28	6	14	17
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

- ◆短期入所生活援助のみ実施(主な利用例:養育者が病気、入院等の場合)。夜間養護は利用がなかった。
- ◆利用可能施設数:5施設
- ◆令和2年度
·1施設×2人×14日=28人日
- ◆令和3年度
·1施設×1人×2日+1施設×1人×4日=6人日
- ◆令和4年度
·1施設×1人×1日+1施設×1人×3日+1施設×1人×2日+1施設×2人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日=14人日
- ◆令和5年度
·1施設×1人×3日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日+1施設×1人×2日=17人日

方向性・課題

- ◆引き続き、当該サービスが必要な世帯に対し、個々の状況に応じた適切なサービス提供を図る。

(4)地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)

(単位:人日)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	12,370	12,155	11,958	11,644
②必要量(実績)	11,617	11,281	13,302	15,140
③提供量(実績)	11,617	11,281	13,302	15,140
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実績

- ◆3か所の子育て支援センターでプレイルームの開放を行い、主に未就園児の親子が自由に遊び、子育て仲間と交流できる場の提供を行った。
- ◆親支援プログラムや集団援助プログラムを年間を通して実施するとともに、電話や子育て支援センターなどの育児相談を実施した。
- ◆出張子育てひろば実施状況

(子育て支援センターの保育士等が地域に出向いて遊びと交流の場を提供する事業)

- ・令和2年度：131回実施、延べ参加組数は1,387組
- ・令和3年度：134回実施、延べ参加組数は1,283組
- ・令和4年度：165回実施、延べ参加組数は1,850組
- ・令和5年度：196回実施、延べ参加組数は2,580組

方向性・課題

- ◆拠点にとどまらず、地域に出向いて遊びと交流の場を提供する「出張子育てひろば」や「お外で遊ぼう」のプログラムを強化する。
- ◆低年齢からの保育所や幼稚園の入園児が多く、利用者が低年齢化（0歳、1歳）している。未就学児まで利用できる事を知らせ、利用に繋げていく。保護者が子育て仲間に出会い、「楽しかった」「また来たい」と思える交流の場を作っていく。開催日や時間の周知方法を検討していく。

(5)一時預かり事業

①1号認定(幼稚園)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		26,288	24,010	22,153	20,625
②必要量(実績)		26,220	22,471	32,039	36,028
③提供量(実績)	私立幼稚園	5,855	2,886	5,538	4,405
	認定こども園	20,365	19,585	26,501	31,623
	合 計	26,220	22,471	32,039	36,028
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実績

- ◆令和2年度実施園数(市外園含む)…26園
- ◆令和3年度実施園数(市外園含む)…25園
- ◆令和4年度実施園数(市外園含む)…25園
- ◆令和5年度実施園数(市外園含む)…26園

方向性・課題

- ◆継続実施

②施設等利用給付認定(幼稚園)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		69,498	69,930	68,750	70,730
②必要量(実績)		43,914	54,009	58,687	62,687
③提供量(実績)	私立幼稚園	27,725	35,682	36,971	38,101
	認定こども園	16,189	18,327	21,716	24,586
	合 計	43,914	54,009	58,687	62,687
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆令和2年度実施園数(市外園含む)

- ・新制度幼稚園、認定こども園19園
- ・私立幼稚園29園

◆令和3年度実施園数(市外園含む)

- ・新制度幼稚園、認定こども園26園
- ・私立幼稚園21園

◆令和4年度実施園数(市外園含む)

- ・新制度幼稚園、認定こども園20園
- ・私立幼稚園24園

◆令和5年度実施園数(市外園含む)

- ・新制度幼稚園、認定こども園20園
- ・私立幼稚園25園

方向性・課題

◆継続実施

③ ①・②以外(在宅)利用

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		9,930	9,800	9,645	9,510
②必要量(実績)		8,010	10,179	9,461	8,963
③提供量(実績)	保育所	6,144	7,766	6,916	6,653
	認定こども園	346	417	415	350
	地域型保育事業	0	252	220	265
	ファミリー・サポート他	1,520	1,744	1,910	1,695
	合 計	8,010	10,179	9,461	8,963
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実績

◆市内の民間教育・保育施設で実施。

- ・令和2年度:9か所
- ・令和3年度:10か所
- ・令和4年度:9か所
- ・令和5年度:8か所

◆ファミリー・サポート事業における一時預かり

- ・令和2年度:767件
- ・令和3年度:729件
- ・令和4年度:723件
- ・令和5年度:690件

◆ちよこっと保育(時間単位で利用が可能な一時預かり事業)

- ・令和2年度:211日開所、延べ利用者数は753人
- ・令和3年度:239日開所、延べ利用者数は1,015人
- ・令和4年度:243日開所、延べ利用者数は1,187人
- ・令和5年度:238日開所、延べ利用者数は1,005人

方向性・課題

◆保育施設では、保育士不足の状況により定員の確保が厳しくなっているため、令和8年度から始まる乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)と調整しながら、定員を確保する。

(6)病児保育事業

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)		1,420	1,730	1,850	2,050
②必要量(実績)		76	107	467	695
③提供量(実績)	病児保育	14	11	373	618
	病後児保育	62	96	94	77
	合 計	76	107	467	695
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実績

◆平成30年度(9月)から市立保育所(萱野)において、病児保育を実施。

◆従来から市立保育所3所(萱野、桜ヶ丘、東)において、病後児保育を実施。

◆令和4年4月に小児科に併設した民間の病児保育室を開設。

◆なお、上記実績値には含まれていないが、市立保育所に加えて、平成28年度からは市内の民間保育所や認定こども園でも体調不良児対応型保育を実施しており、令和5年度末時点では、合わせて17園所が体調不良児対応型保育を実施している。

※体調不良児対応型保育…保育中に児童が体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師が対応すること。

方向性・課題

- ◆大規模な感染症等が発生したときの運営など、病児・病後児保育の運営上の課題等について検討し、解決に向け、取り組んでいく。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

(単位:人日)

		令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量 (当初計画値)	低学年	476	478	469	453
	高学年	28	28	27	26
	合 計	504	506	496	479
②必要量(実績)	合 計	550	521	350	662
③提供量(実績)	ファミリー・サポート	550	521	350	662
過不足(量) (③-②)		0	0	0	0

実 績

◆会員数

- ・令和2年度:依頼会員1,054人、援助会員491人、両方会員141人
→合計1,686人
- ・令和3年度:依頼会員1,153人、援助会員498人、両方会員146人
→合計1,797人
- ・令和4年度:依頼会員1,120人、援助会員474人、両方会員134人
→合計1,728人
- ・令和5年度:依頼会員1,145人、援助会員458人、両方会員133人
→合計1,736人

◆活動件数

- ・令和2年度:550件(月平均:約46件)
- ・令和3年度:521件(月平均:約43件)
- ・令和4年度:350件(月平均:約29件)
- ・令和5年度:662件(月平均:約55件)

方向性・課題

- ◆援助会員及び両方会員の増員を図る。

- ◆事業についての利用周知を図る。

(8)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	1,097	1,097	1,097	1,097
②必要量(実績)	930	884	816	881
③提供量(実績) こんにちは赤ちゃん訪問(実数)	930	884	816	881
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

◆保健師・助産師による「未熟児訪問」及び「新生児・産婦訪問」と保育士による「こんにちは赤ちゃん訪問」事業を一体的に実施し、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問を行った。

方向性・課題

◆継続実施

(9)養育支援訪問事業

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
①必要量(当初計画値)	40	40	40	40
②必要量(実績)	32	25	23	29
③提供量(実績) 養育訪問支援事業(実数)	32	25	23	29
過不足(量) (③-②)	0	0	0	0

実 績

◆出産前後の支援を特に必要とする妊婦、子育てに対し強い不安や孤立感等を抱える養育者、虐待の恐れのある養育者等を対象として、家庭訪問を実施。具体的な育児の技術指導、育児や家事の援助を行った。

方向性・課題

◆母子保健事業との連携をさらに強化し、特に支援を必要とする家庭の把握に努める。

(10)妊婦健康診査

(単位:人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
助成対象者数(実数)(当初計画値)	958	958	958	958
助成対象者数(実数)(実績)	912	909	853	821
助成回数(延べ回数)(実績)	10,225	9,766	9,241	9,342

実績

- ◆妊婦健康診査への公費助成を行い、安心・安全な出産に向け妊婦及び胎児の健康管理が行える体制を確保した。

方向性・課題

- ◆継続実施

(11)利用者支援事業(子育て関連情報の提供・相談窓口)

(単位:箇所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
実施施設数(当初計画値)	2	2	2	2
実施施設数(実績)	2	2	2	2

実績

- ◆国の指針では、就学前児童1万人あたり1か所を整備することが目安となっており、本市では少なくとも1か所の整備が必要となっているが、平成28年度までに以下の2か所をすでに整備済み。
- ◆特定型(子ども総合窓口)…子育て支援サービスの利用調整や相談を実施した。
- ◆母子保健型(子どもすこやか室窓口)…保健師、助産師による妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談体制の充実を図った。
- ◆なお、本事業は子ども・子育て支援新制度で新設された新規事業であるが、同趣旨で従来から地域子育て支援拠点(子育て支援センター)3か所を整備済み。(上記には含まない)

方向性・課題

- ◆継続実施
- ◆相談体制の更なる充実

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助を実施。

※保護者負担に対する助成については下記①②を実施済のため、新たな実施予定なし。

- ①2号・3号認定の保育料軽減
- ②幼稚園・保育所の基準を統一した副食費の負担軽減

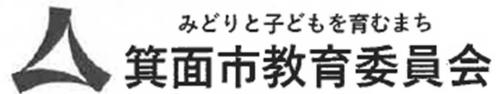
(13)多様な主体が子ども・子育て支援制度に参入することを促進するための事業

- ・事業主体を限定せず、支援が必要な子どもを受け入れる幼稚園や保育所等に対し、従前から、補助を実施。
- ・施設により受入体制の成熟度等に差があるため、市として人的・財政的支援を行うとともに、各施設の積極的な受入を促進する。

3. 第五次箕面市子どもプランの策定経過

日程	検討内容	会議
令和5年度(2023年度)		
1月	アンケート調査票の確認	第1回箕面市子ども・子育て会議
3月～4月		アンケート調査の実施
令和6年度(2024年度)		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・諮詢 ・箕面市子ども・子育て会議計画策定部会の設置 ・アンケート調査結果の報告 	第1回箕面市子ども・子育て会議
12月	・計画素案の検討	第1回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会 第2回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・答申 	第3回箕面市子ども・子育て会議計画策定部会 第2回箕面市子ども・子育て会議
2月		パブリックコメントの実施

4. 箕面市子ども・子育て会議への諮問



R06 箕子政第 1152 号
令和 6 年(2024 年)11 月 25 日

箕面市子ども・子育て会議会長 様

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔



市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）
について（諮問）

箕面市子ども・子育て会議条例第2条第2項の規程に基づき、下記の事項について
諮問します。

記

諮問事項

市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）の策定
について

諮問理由

令和2年度に策定した「第四次箕面市子どもプラン」の計画期間が令和6年度で終了することから、後継計画の策定を行うため。

以上

5. 箕面市子ども・子育て会議からの答申

令和7年(2025年)1月28日

箕面市教育委員会
教育長 藤迫 稔 様

箕面市子ども・子育て会議
会長 馬場 幸子

市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）
について（答申）

令和6年（2024年）11月25日付けR06箕子政第1152号による箕面市教育委員会から諮詢のありました「市町村子ども・子育て支援事業計画（（仮称）第五次箕面市子どもプラン）の策定について」に関し、慎重に審議を重ねた結果、「第五次箕面市子どもプラン（素案）」としてとりまとめましたので、別添のとおり答申いたします。

今後、計画の理念である「子どもが幸福に暮らせるまちづくり」の実現に向け、着実な計画の推進が行われるよう要望いたします。

6. 箕面市子ども・子育て会議条例

平成二十七年三月二十七日

条例第五号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、併せて児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第八条第三項及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十二条第一項に規定する合議制の機関の機能を有する機関として、箕面市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について、調査審議し、連絡調整し、又は処理する。

- 一 児童福祉に関する事項
- 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 三 子ども・子育て支援法第七十二条第一項各号に掲げる事項
- 四 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。

3 子ども・子育て会議は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が任命した委員をもって組織する。

- 一 市民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

2 子ども・子育て会議に、専門の事項を調査審議させ、又は処理させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 臨時委員は、第一項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。

2 臨時委員の任期は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議又は処理が終了する時までとする。ただし、その任期は、二年を限度とする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給については、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市子ども育成推進協議会条例の廃止)

2 箕面市子ども育成推進協議会条例(平成十七年箕面市条例第三十三号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される委員及び臨時委員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のように]

附則(令和五年条例第七号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

7. 箕面市子ども・子育て会議委員名簿

(1)箕面市子ども・子育て会議

氏名	区分	所属等	備考
馬場 幸子	学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 教授	会長
澤田 有希子	学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 教授	
北本 順子	市民委員	市民委員	
山中 朱美	市民委員	市民委員	
岸上 孝志	青少年関係団体	箕面市青少年を守る会連絡協議会会长	
太田 克己	福祉関係団体	箕面市民生委員児童委員協議会会长	
宗形 靖義	事業所	箕面市民間保育連盟	
中森 友博	事業所	箕面市私立幼稚園連盟	
中村 雄介	保護者	箕面市立認定こども園	
森 陽介	保護者	私立幼稚園・認定こども園	
秋山 若奈	保護者	箕面市PTA連絡協議会	
福田 滋	関係行政機関	大阪府箕面子ども家庭センター所長	

(2)箕面市子ども・子育て会議計画策定部会

氏名	区分	所属等	備考
馬場 幸子	学識経験者	関西学院大学 人間福祉学部 教授	部会長
北本 順子	市民委員	市民委員	
山中 朱美	市民委員	市民委員	
太田 克己	福祉関係団体	箕面市民生委員児童委員協議会会长	
宗形 靖義	事業所	箕面市民間保育連盟	
中森 友博	事業所	箕面市私立幼稚園連盟	
中村 雄介	保護者	箕面市立認定こども園	
森 陽介	保護者	私立幼稚園・認定こども園	
秋山 若奈	保護者	箕面市PTA連絡協議会	

8. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日
条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公徳心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進める目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

- 2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。
- 3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。

3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所・認定こども園)

第十二条 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

2 学校・幼稚園・保育所・認定こども園の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所・認定こども園づくりの推進に努めるものとする。

3 市は、学校・幼稚園・保育所・認定こども園の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活

動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進対策を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

9. 箕面市子育て応援宣言

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 …ひとりひとりの成長にあわせ、学ぶ力を養います

体力 …体を動かすのが大好きな子どもを育てます



つながる力

を大切にします

自分も好き、友だちも好き。
そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。
そういう力が、「つながる力」です。

つながる力を育てましょう

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校などで

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合いましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちのつながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。

第五次箕面市子どもプラン
令和7年(2025年)3月

発行:箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局 教育政策室
〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1
電話:072-723-2121(代表) ファクス:072-724-6010

印刷物番号

6-18